

住宅等防犯対策補助金のご案内

鴻巣市では、空き巣等の犯罪を未然に防止するために、市内の住宅、店舗及び事業所等において、防犯対策を実施する方に対し、市が費用の一部を補助します。

申請条件



- 令和5年7月1日から令和6年12月31日までに実施した下記の防犯対策が対象**
- 市内の販売店で購入・設置をしたもの
- 申請は市内の1つの住宅等につき1回のみ

制度の概要

対象者	補助対象となる防犯対策	補助割合
当該補助対象事業を実施した市内の住宅等の所有者、使用者、管理組合	(1) 防犯カメラの設置 <small>※設置場所及び撮影範囲が住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること</small> (2) 防犯フィルムの取付 (3) 人感センサーライトの設置 (4) モニター付きインターホンの取付 (5) 防犯性の高い錠・補助錠の取付 (6) センサーアラームの取付 (7) 詐欺防止電話機器の設置 (8) その他市長が認める住宅設備 <small>例：面格子、防犯砂利、ダミーカメラ等</small>	実支出額の2分の1 (上限10,000円) <small>※1,000円未満の端数がある場合は切捨て ※複数の設備を合わせて申請することもできます。 補助額の上限は変わりません。</small>

申請方法

令和6年1月15日から令和7年1月31日までに「自治振興課窓口へ提出」または「電子申請」

※電子申請については裏面のQRコードをスマートフォン等で読み込み、お手続きをしてください。

必要書類	注意事項
1 申請書	市HPからダウンロードまたは自治振興課窓口で配布 ※申請者名義の振込先口座を記入
2 補助対象事業の領収書（コピー可） <u>※宛名のない領収書は原本提出となります。</u> <u>宛名記入漏れにご注意ください。</u>	宛名、購入日または施工日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称・住所等が記載されているもの
3 購入物や施工の内容が記載された書類	※左記事項が領収書に記載されている場合は不要
4 写真	設置・取付したことが分かる写真
5 【店舗・事業所を使用者が申請する場合】 建物等を使用していることが分かる書類	公共料金の領収書、契約関係の写し等

◎予算の上限に達した場合は、申請期間中に受付を終了します。

申請書ダウンロード・電子申請

鴻巣市ホームページ
申請書のダウンロードはこちら↓



電子申請はこちら↓



Q&A

質問	回答
世帯主以外でも申請できますか？	申請できます。ただし、領収書の宛名と同じ方が原則申請者となり、1つの住宅等につき1回のみです。
二世帯住宅ですが、それぞれ申請できますか？	原則それぞれの申請ができますが、世帯分離がなされている確認書類（玄関のドアが分かれている住宅の図面等）を提出していただく場合がございます。
申請者が鴻巣市に住民登録がなく、市内の住宅等を使用している場合申請できますか？	申請できます。ただし、使用していることが分かる書類（公共料金の領収書の写し等）をご提出いただく場合がございます。
自宅と兼ねている店舗や事務所はそれぞれ申請できますか？	それぞれの申請はできません。1つの住宅等に対し1回のみとなります。
ホームセキュリティは対象になりますか？	機器のリース料や月額警備料は対象外です。市内の販売店で機器購入費等がある場合は対象となる場合があります。
詐欺防止電話機器とはどのような機能がついたものですか？	警告メッセージ・自動通話録音機能がついたものが対象になります。
防犯対策の物品をレンタルやリースした場合、対象になりますか？	対象外です。購入の上設置した防犯対策が対象となります。
防犯対策に要した費用が1,980円でした。対象になりますか？	対象外です。防犯対策に要した費用が2,000円以上であることが必要です。
領収書が本申請に関係のない物品も含まれていますが、申請できますか？	申請できます。ただし、本申請の対象となる物品の単価・個数が分かるような記載となっているか、確認してください。
自治会で集会所の入り口に防犯カメラを設置しました。対象になりますか？	対象となります。
住宅を新築し、スマートキーのあるドアを設置しました。対象になりますか？	住宅の新築に伴う設置は対象外です。
防災用の飛散防止フィルムは対象になりますか？	防犯用フィルムが対象となります。

お問い合わせ 〒365-8601 鴻巣市中央1-1 鴻巣市役所自治振興課 防犯・交通担当
電話 048-541-1321(内線3115・3116) E-mail:jichi@city.kounosu.saitama.jp